

第51回 定時株主総会 招集ご通知

🕒 開催日時

平成28年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

🏢 開催場所

大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階「SYUN ー旬ー」

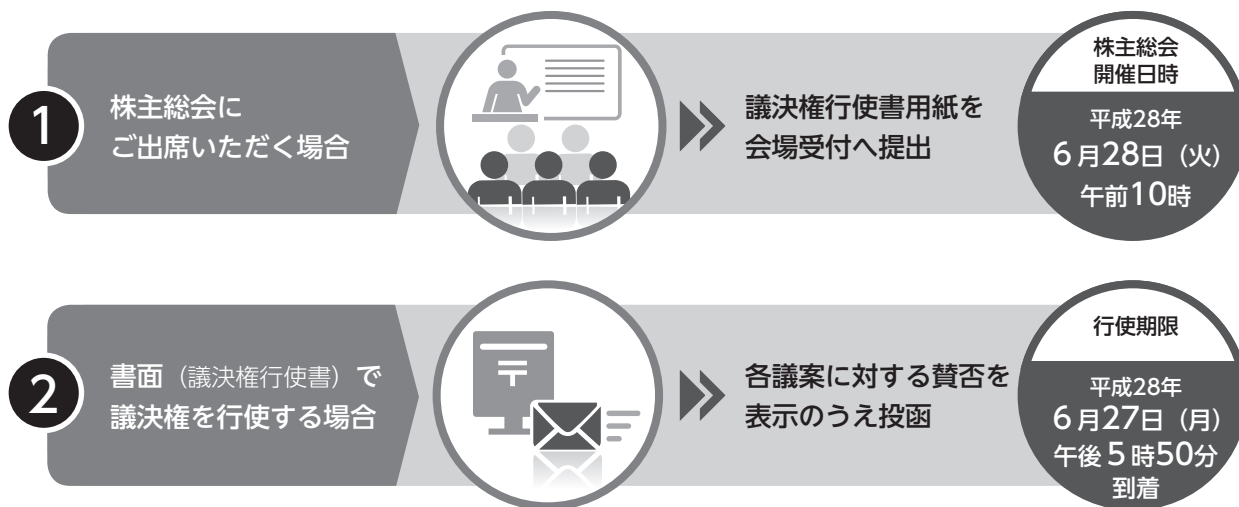
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

📄 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



目次 contents

• 第51回定時株主総会招集ご通知	2
• 事業報告	3
• 計算書類	20
• 監査報告	32
• 株主総会参考書類	34

株主各位

証券コード：6257

平成28年6月8日

大阪市中央区内本町一丁目1番4号

株式会社 藤商事

代表取締役社長 井上孝司

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時50分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成28年6月28日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	大阪市中央区本町橋2番31号 シティプラザ大阪 2階 「SYUN -旬-」 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 第51期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社では、定款の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujimarukun.co.jp>）に掲載させていただきます。

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費者マインドに足踏みが見られ、企業の業況判断が慎重さを増したものの、政府主導による経済政策などを背景に、企業業績や雇用環境等は堅調であり、景気は緩やかな回復基調が続きました。

パチンコホールにおける平成27年12月末時点での遊技機の設置台数は、パチンコ遊技機は2,906千台（対前年比1.6%減）、パチスロ遊技機は1,669千台（同1.6%増）、遊技機全体は4,575千台（同0.5%減）となりました。また、パチンコホール店舗数においても、11,310店舗（同2.7%減）となり、依然として減少傾向は続いております（警察庁調べ）。

パチンコホール業界におきましては、低貸玉営業での遊技機設置比率が上昇するなか、従来の営業形態での集客や稼働は低迷しております。また、一部の人気シリーズの後継機種稼働は堅調に推移したものの、全体の収益面は伸び悩みを見せており、経営環境は引き続き厳しい状況にあります。そのため、遊技機の購入につきましては慎重な姿勢により、安定稼働が見込める機種を選択する傾向にあります。

このような状況のもと当社は、『知恵と工夫』をもってお客様から期待され、稼働する遊技機を創造するため、新ジャンルの確立や独自性の追求などにより、差別化された商品を実現することに取り組みました。また、パチンコ・パチスロファンの皆様の魅力を感じる遊技機の提供を通じて、機種ごとの販売計画を着実に達成し、利益を確保できる体制づくりを推進しました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高381億66百万円（対前期比32.0%減）、営業利益20億35百万円（同74.4%減）、経常利益20億52百万円（同74.2%減）、当期純利益12億37百万円（同74.3%減）となりました。

製品別の状況は次のとおりであります。

（パチンコ遊技機）

上半期では、新規タイトルとして「CR地獄少女 弐（ツー）」（平成27年4月発売）、「CRクリスタル&ドラゴン」（平成27年5月発売）、「CRリング 呪い再び」（平成27年6月発売）、「CR着信アリ」（平成27年8月発売）を市場投入したほか、前事業年度に発売したシリーズ機種などを販売いたしました。

また、下半期では、「CR RAVE～この世界こそが真実だ～」（平成27年10月発売）、「CR怨み屋本舗」（平成27年11月発売）、「CRエキサイト」（平成27年11月発売）、「CR地獄少女 弐（ツー） きくりの地獄祭り」（平成28年1月発売）、「CRA ヘルプ!!!恋が丘学園 おたすけ部」（平成28年2月発売）、「CR東京レイヴンズ」（平成28年3月発売）を市場投入したほか、前事業年度に発売したシリーズ機種などを販売いたしました。

なお、商品開発における取り組みとして、「CR地獄少女 弐（ツー）」は、「CRリング」に次ぐ商品ブランドの確立を狙い投入した結果、ホール様の期待に応えることができ、計画どおりの販売台数となりました。また、地獄少女のキャラクター「きくり」が、お祭りモードでにぎやかに盛り上げる機種「CR地獄少女 弐（ツー） きくりの地獄祭り」では、新たな世界観と遊びやすさがパチンコファンの皆様に受け入れられ、高い評価をいただきました。その他の機種については、厳しい商戦を強いられ、計画通りの販売台数を達成することができませんでした。

以上の結果、販売台数は92千台（対前期比19.9%減）、売上高306億52百万円（同21.6%減）となりました。

(パチスロ遊技機)

上半期では、新規タイトルとして「パチスロ 地獄少女」（平成27年9月発売）を市場投入いたしました。

また、下半期では、「パチスロ 緋弾のエリア」（平成28年1月発売）を市場投入いたしました。

なお、「パチスロ 地獄少女」ならびに「パチスロ 緋弾のエリア」については、パチンコ遊技機で人気を博したコンテンツをパチスロとして商品化しており、パチンコでの認知度とパチスロ遊技機としてのゲーム性を評価いただき、販売台数を確保いたしました。

以上の結果、販売台数は18千台（対前期比58.1%減）、売上高は75億14百万円（同56.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、29億37百万円となりました。

その主なものは、新規金型取得17億49百万円（パチンコ遊技機：13億19百万円、パチスロ遊技機：4億29百万円）、およびパチスロ新工場の建設にかかる建設仮勘定9億11百万円などであります。

なお、これらの所要資金につきましては、自己資金で充当いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第48期 (平成25年3月期)	第49期 (平成26年3月期)	第50期 (平成27年3月期)	第51期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売上高 (百万円)	46,991	41,830	56,151	38,166
経常利益 (百万円)	6,317	4,256	7,949	2,052
当期純利益 (百万円)	3,123	2,735	4,812	1,237
1株当たり当期純利益 (円)	12,545.94	110.17	197.29	50.71
総資産 (百万円)	54,666	54,214	64,694	59,781
純資産 (百万円)	45,779	47,004	51,098	50,693
1株当たり純資産額 (円)	183,887.85	1,926.78	2,094.59	2,077.98

(注) 平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式の分割を行っております。なお、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると次のとおりとなります。

区 分	第48期 (平成25年3月期)
1株当たり当期純利益 (円)	125.46
1株当たり純資産額 (円)	1,838.88

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社におきまして、重要な子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

新機種を選定は、パチンコホールの厳しい経営環境を背景に、話題性が高く、安定稼働が期待できる一部の有力機種に限られ、総じて1機種当たりの販売台数は減少する傾向が続いております。

遊技機メーカーとしては、商品性の高い遊技機を提供し、販売台数の増加に努め、利益を確保していくことが今後の課題となります。

当社といたしましては、ファンの皆様のニーズを的確にとらえ、時代の変化に応じた魅力ある遊技機を創造するため、これまでの開発方法や営業方法などを見直し、自らが変化に順応する『変わる挑戦』を掲げております。

また、新規タイトルの育成や、新たなスペックに挑戦するなどにより、差別化された商品の実現を目指すとともに、機種ごとの販売計画を着実に達成し、利益を確保できる体制作りを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、パチンコ遊技機、パチスロ遊技機の開発、製造、販売を主な事業としております。

(6) 本社及び事業所 (平成28年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	大阪府大阪市中央区
名古屋事業所 (名古屋工場および開発部)	愛知県一宮市
東京開発事業所	東京都千代田区
仙台支店	宮城県仙台市若林区
埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区
東京支店	東京都台東区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
大阪支店	大阪府大阪市浪速区
福岡支店	福岡県福岡市博多区
札幌営業所	北海道札幌市白石区
青森営業所	青森県青森市
千葉営業所	千葉県千葉市中央区
横浜営業所	神奈川県横浜市中区
八王子営業所	東京都八王子市
静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
金沢営業所	石川県金沢市
京都営業所	京都府京都市伏見区
神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
広島営業所	広島県広島市東区
高松営業所	香川県高松市
熊本営業所	熊本県熊本市中央区
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
458名	13名増	37.7歳	10.0年

(注) 使用人数は就業人員(契約社員を含んでおります。)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と借入極度額100億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 24,395,500株

(3) 株主数 7,284名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
松元邦夫	6,656,000株	27.28%
松元正夫	6,562,600株	26.90%
株式会社松元ホールディングス	2,900,000株	11.88%
松元香揚子	700,000株	2.86%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	536,294株	2.19%
吉田嘉明	501,500株	2.05%
サン電子株式会社	290,800株	1.19%
藤商事従業員持株会	265,700株	1.08%
松元恵子	260,000株	1.06%
J.P. MORGAN CLEARING CORP-CLEARING	97,000株	0.39%

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
松 元 邦 夫	代表取締役社長	
松 元 正 夫	代表取締役副社長	
井 上 孝 司	代表取締役専務	管理本部担当
辻 田 隆	常務取締役	経営企画本部長・品質保証部担当
羽 山 敏 隆	取締役	製造本部長
米 田 勝 己	取締役	知的財産部担当
渡 辺 勝 治	取締役	営業本部長
坪 本 浩 一 郎	取締役	公認会計士
川 添 嗣 夫	取締役	税理士
水 嶋 延 和	常勤監査役	
川 西 耕 司	監査役	
堀 弘 二	監査役	弁護士
川 島 育 也	監査役	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 坪本浩一郎氏および取締役 川添嗣夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 水嶋延和氏、監査役 川西耕司氏、監査役 堀 弘二氏および監査役 川島育也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 水嶋延和氏、監査役 川西耕司氏および監査役 川島育也氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役 水嶋延和氏および監査役 川西耕司氏は、金融機関出身であり、長年にわたり財務および会計に関する業務に携わっていた経験があります。
 - ・監査役 川島育也氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役 坪本浩一郎氏、取締役 川添嗣夫氏、監査役 水嶋延和氏、監査役 川西耕司氏、監査役 堀 弘二氏および監査役 川島育也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成28年4月1日付で代表取締役が次のとおり異動しております。

氏名	新役職名	旧役職名
松 元 邦 夫	代表取締役会長	代表取締役社長
松 元 正 夫	代表取締役副会長	代表取締役副社長
井 上 孝 司	代表取締役社長	代表取締役専務

6. 執行役員 の 状況

取締役 羽山敏隆、取締役 米田勝己および取締役 渡辺勝治は、上席執行役員を兼務しております。
 なお、上記以外の執行役員は次のとおりであります。

執行役員	當 仲 信 秀	管理本部長
執行役員	今 山 武 成	開発本部長
執行役員	松 下 智 人	開発本部副本部長
執行役員	上 垣 内 崇 夫	内部監査室長
執行役員	市 川 雅 和	開発本部副本部長
執行役員	西 尾 英 二	経営企画本部副本部長

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	9名 (2)	472百万円 (12)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	4 (4)	32 (32)
合 計	13	504

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
 4. 支給額には、以下のものも含まれております。
 平成28年6月28日開催予定の第51回定時株主総会において付議いたします役員賞与
 取 締 役 7 名 55百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容
取 締 役	坪 本 浩一郎	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、議案審議など必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	川 添 嗣 夫	当事業年度開催の取締役会21回のうち19回に出席し、議案審議など必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	水 嶋 延 和	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会21回のすべてに出席し、金融機関出身者としての専門知識と幅広い見地からの発言を行っております。
監 査 役	川 西 耕 司	当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会21回のうち20回に出席し、金融機関出身者としての専門知識と幅広い見地からの発言を行っております。
監 査 役	堀 弘 二	当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会21回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	川 島 育 也	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会21回のすべてに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の財務情報開示に係る相談業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

- ① 処分対象 新日本有限責任監査法人
- ② 処分の内容 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③ 処分の理由 社員の過失による虚偽証明、監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容ならびに当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は法令遵守および倫理尊重（以下「コンプライアンス」）が、企業が存立を継続するために必要不可欠であることを認識するとともに、職務執行上の最重要課題であると位置付け、企業理念に基づく「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を、継続的に啓蒙し、すべての役職員がこれを遵守することを求める。
- ② コンプライアンスに関する総括責任者を管理本部長とし、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- ③ 当社は、内部監査室を設置し、内部監査室が定期的を実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款および社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的なものであるかどうか、また会社の制度・組織・諸規定が適正かつ妥当であるかを調査・検証するものとし、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
- ④ コンプライアンス上、疑義ある行為などコンプライアンスに関する相談・通報窓口を社内外に複数（社外弁護士を含む）設置し、内部通報制度を運営するものとする。
- ⑤ 取締役会は、コンプライアンス体制の点検を適時実施し、適正な維持に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」・「情報管理規定」等に基づき、その保存媒体等に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する総括責任者を管理本部長とし、各部門においては、予見されるリスクの識別と分析を行い、部門ごとのリスク管理体制を明確化し、総務部が全社的なリスクを統括管理する。
- ② 監査役および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
- ③ 不測の事態が発生した場合、「緊急事態対策規定」に基づき、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として月2回開催するほか、必要に応じ、臨時にこれを開催するものとする。
- ② 取締役会は、年次経営計画および中期経営計画を策定し、当社が達成すべき目標を明確化し、各担当取締役より各部門の業務目標に対する進捗状況を定期的に取締役会で報告させ、目標達成のための対応を随時検討・実施する。

(5) 次に掲げる体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制。
- ② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
- ③ 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制。
- ④ 当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規定」に基づき、主要な子会社等について、定期的な事業内容の報告および監査の実施などを含む適切な経営管理を行うとともに、当社と共通認識をもったコンプライアンス体制の構築を図る。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査役職務を補助する使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

なお、監査役補助を兼任する使用人は、監査役職務を優先して従事する。

(7) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役から業務執行状況の報告を受ける。
- ② 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を当社の監査役に報告する。
- ③ 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
- ④ 監査役は、重要な稟議書および報告書等について、閲覧し、必要に応じて内容の説明を受ける。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を十分に認識し、円滑で効率的な監査役監査を実現するための環境整備を行う。
- ② 代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
- ③ 監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため緊密な連携を図る。
- ④ 内部監査部門である内部監査室ほか法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
- ⑤ 監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部有識者を任用することができる。
- ⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、当社および当社子会社等からなる企業集団の財務報告を適時・適切に行うものとし、その内容の信頼性を確保することを最重要視する。

また、財務報告の信頼性を実現・維持するため、金融商品取引法が規定する内部統制報告制度に適切に対応するものとする。

- ① 財務報告の信頼性を確保するための体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持する。
- ② 会計処理に関して、会計基準その他関連法令等を遵守し、あわせて「経理規定」をはじめ社内関連諸規定を整備し、遵守するものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

- ① 当社および当社子会社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求を一切排除する。
- ② 当社および当社子会社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを「行動規範」に明文化し、役職員に周知徹底する。
また、取引に際し、反社会的勢力・団体に該当するかの調査などを実施し、未然の防止を図る。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 内部統制システム
監査役、内部監査室および会計監査人は、定期的に当社の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。
- ② コンプライアンス体制
企業理念に基づく「行動規範」をより深く理解するため、すべての役職員に「企業倫理ガイド」を配布しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、年間スケジュールを組み社内講習を開催したほか、毎週1回、コンプライアンスをテーマとした情報を配信いたしました。内部通報制度については、社内窓口のほか、社外の通報窓口を設置し、不正および不祥事の発生予防と早期発見に努めております。
- ③ リスク管理体制
「リスク管理マニュアル」に基づき、半期ごとに各部門が「リスク管理状況報告書」を作成し、予見されるリスクの識別と分析を行い、適切な対応を行っております。また、取締役会および執行役員会において、具体化する可能性があるリスクを共有し、未然防止策等の課題を検討いたしました。

④ 取締役の職務執行

取締役会においては、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当該事業年度中に21回開催いたしました。また、社外取締役が適宜忌憚のない意見を述べることで、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役会においては、監査方針や監査計画を協議決定しており、当該事業年度中に21回開催いたしました。監査役は、取締役会などの重要な会議体へ出席し、取締役および執行役員からの業務執行の報告について、適宜助言・問題提起を行い、経営が適正に行われているかの確認や取締役の職務執行の監督を行っております。また、監査役は、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役・会計監査人との定期的な意見交換、内部監査室が行った監査に関する報告、使用人からのヒアリングなどを通じて、当社の事業内容について理解を深め、監査の実効性を確保しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	42,635	流動負債	7,752
現金及び預金	26,189	買掛金	5,417
受取手形	1,035	未払金	1,686
売掛金	3,806	未払費用	153
有価証券	600	賞与引当金	361
商品及び製品	459	役員賞与引当金	55
原材料及び貯蔵品	2,866	その他の	79
前渡金	3,194	固定負債	1,335
繰延税金資産	2,685	退職給付引当金	507
その他	1,804	資産除去債務	179
貸倒引当金	△6	その他	649
固定資産	17,145	負債合計	9,087
有形固定資産	6,973		
建物	1,668		
構築物	29		
機械及び装置	278		
車両運搬具	30		
工具器具備品	905		
土地	3,118		
建設仮勘定	941		
無形固定資産	128		
ソフトウェア	83		
その他	45		
投資その他の資産	10,043		
投資有価証券	6,594		
関係会社株式	4		
出資金	99		
長期前払費用	2,783		
関係会社長期貸付金	380		
繰延税金資産	57		
その他	567		
貸倒引当金	△442		
資産合計	59,781		
		純資産の部	
		株主資本	50,082
		資本金	3,281
		資本剰余金	3,228
		資本準備金	3,228
		利益剰余金	43,573
		利益準備金	14
		その他利益剰余金	43,558
		固定資産圧縮積立金	6
		別途積立金	35,000
		繰越利益剰余金	8,552
		評価・換算差額等	610
		その他有価証券評価差額金	610
		純資産合計	50,693
		負債・純資産合計	59,781

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		38,166
売上原価		19,622
売上総利益		18,543
販売費及び一般管理費		16,508
営業利益		2,035
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	59	
有価証券利息	17	
受取賃貸料	20	
その他	51	152
営業外費用		
賃貸収入原価	3	
シンジケートローン手数料	39	
貸倒引当金繰入額	15	
過年度消費税等	72	
その他	3	134
経常利益		2,052
特別利益		
固定資産売却益	8	8
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	7	8
税引前当期純利益		2,052
法人税、住民税及び事業税	430	
法人税等調整額	384	815
当期純利益		1,237

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	
平成27年4月1日 期首残高	3,281	3,228	3,228	14	6	35,000
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—
平成28年3月31日 期末残高	3,281	3,228	3,228	14	6	35,000

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
平成27年4月1日 期首残高	8,534	43,555	50,065	1,033	1,033	51,098
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△1,219	△1,219	△1,219			△1,219
当期純利益	1,237	1,237	1,237			1,237
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				△422	△422	△422
事業年度中の変動額合計	17	17	17	△422	△422	△405
平成28年3月31日 期末残高	8,552	43,573	50,082	610	610	50,693

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| ①満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ②子会社株式および関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

- | | |
|---------|---|
| ①製品・原材料 | 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ②貯蔵品 | 先入先出法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物 10年～47年 |
| | 機械及び装置 4年～10年 |
| | 工具器具備品 2年～20年 |
| (2) 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法
なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金…………… 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用は、その発生の事業年度で一括費用処理することとしております。
- 数理計算上の差異は、発生の翌事業年度で一括費用処理することとしております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,341百万円
- (3) 保証債務残高 40百万円
- (4) 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債務 2百万円

損益計算書に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 関係会社との取引高
 - ①営業取引による取引高の総額 902百万円
 - ②営業取引以外の取引による取引高の総額 5百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 (2) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	24,395,500株	－株	－株	24,395,500株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

イ. 平成27年6月25日開催の第50回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 609百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

ロ. 平成27年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 609百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月7日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年6月28日開催予定の第51回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 609百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月29日

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	506百万円
賞与引当金	109百万円
貸倒引当金	135百万円
長期前払費用償却	49百万円
研究開発費	2,071百万円
減損損失	267百万円
退職給付引当金	152百万円
長期未払金	194百万円
その他	204百万円
小計	3,692百万円
評価性引当額	△597百万円
合計	3,094百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△262百万円
その他	△88百万円
合計	△351百万円

繰延税金資産の純額 2,742百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の31.7%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は126百万円減少し、法人税等調整額が140百万円、その他有価証券評価差額金が13百万円それぞれ増加しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金および設備投資資金ともに自己資金で賄うことを基本とし、資金調達については現在のところ計画はありません。

また、余資金の一部を安全性の高い金融資産で運用しております。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの与信限度額および残高管理を行うとともに、定期的に与信限度額の見直しを実施しております。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および業務上関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。これらの時価は四半期ごとに取締役会に報告されております。なお、満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

関係会社長期貸付金は、関係会社の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の関係会社管理規定に従い、業績評価などを実施し適切に管理しております。

営業債務である買掛金および未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち18%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	26,189	26,189	—
(2) 受取手形	1,035	1,035	—
(3) 売掛金	3,806	3,806	—
(4) 有価証券および投資有価証券			
①満期保有目的の債券	4,301	4,317	15
②その他有価証券	2,069	2,069	—
(5) 関係会社長期貸付金	380		
貸倒引当金（※）	△380		
	—	—	—
資産計	37,403	37,419	15
(1) 買掛金	5,417	5,417	—
(2) 未払金	1,686	1,686	—
負債計	7,103	7,103	—

※関係会社長期貸付金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券および投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は、取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、現時点において将来キャッシュ・フローの見積りが困難なため、時価を零としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額823百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 有価証券および投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用の駐車場（土地を含む。）等を有しております。当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,083	△5	1,078	1,030

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額は、主に減価償却費であります。

3. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づく金額（自社で指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、当該賃貸等不動産に関する当事業年度における損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

賃貸収益	賃貸原価	差 額
20	3	16

持分法損益等に関する注記

当社では、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいものとして記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	㈱サンタエントテイメント	所有 直接 35.0	ソフトウェアの開発委託 役員の兼務	ソフトウェアの開発委託	891	前渡金 未払金	646 2

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社と関連を有しない一般取引先と同様にその都度交渉のうえ、決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,077円98銭
(2) 1株当たり当期純利益 50円71銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社藤商事
取締役会 御中

平成28年5月25日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本操司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社藤商事の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月26日

株 式 会 社 藤 商 事	監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役）	水 嶋 延 和 ㊟
社外監査役	川 西 耕 司 ㊟
社外監査役	堀 弘 二 ㊟
社外監査役	川 島 育 也 ㊟

以 上

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第51期の期末配当につきましては、継続した配当の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は609,887,500円となります。

これにより、中間配当金を含めました当事業年度の年間配当金は、1株につき50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築および経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）第2項の役付取締役に取締役副会長を追加するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条（社外取締役の責任限定契約）および第33条（社外監査役の責任限定契約）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第25条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 遊技機の製造、販売および貸付 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(2) 前号に附帯関連する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 遊技機の製造、販売および貸付</p> <p><u>(2) ゲーム、映像、音楽等のデジタルコンテンツの企画、開発、販売および配信</u></p> <p><u>(3) 古物営業法に基づく古物商</u></p> <p>(4) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役会長1名、<u>取締役副会長1名</u>、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
1	まつもとくに お 松元邦夫 (昭和27年12月6日生) 再任	昭和50年3月 当社入社専務取締役 平成5年12月 当社専務取締役辞任 平成9年5月 当社専務取締役 平成12年3月 当社代表取締役社長 平成28年4月 当社代表取締役会長（現任）	6,656,000株
2	まつもとまさ お 松元正夫 (昭和33年2月1日生) 再任	昭和51年4月 当社入社 昭和55年6月 当社常務取締役 平成5年12月 当社常務取締役辞任 平成9年5月 当社常務取締役 平成16年6月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役副社長 平成24年4月 当社代表取締役副社長 平成28年4月 当社代表取締役副会長（現任）	6,562,600株
3	いのうえたかし 井上孝司 (昭和25年2月17日生) 再任	昭和47年7月 当社入社 昭和52年4月 当社名古屋工場長 平成5年12月 当社取締役名古屋工場長 平成16年6月 当社常務取締役開発製造本部長 平成18年3月 当社専務取締役 平成21年6月 当社専務取締役品質保証部担当 平成22年6月 当社専務取締役管理本部担当 平成24年4月 当社代表取締役専務管理本部担当 平成28年4月 当社代表取締役社長（現任）	33,300株
4	よねだかつみ 米田勝己 (昭和33年10月27日生) 再任	昭和60年1月 当社入社 平成15年7月 当社営業本部営業企画室長 平成17年7月 当社営業本部営業管理部長 平成18年6月 当社執行役員営業本部副本部長 平成21年6月 当社執行役員企画本部長 平成22年6月 当社取締役開発本部長 平成25年4月 当社取締役知的財産部担当（現任）	2,600株
5	とうなかのぶ ひで 當仲信秀 (昭和36年8月23日生) 新任	平成8年4月 当社入社 平成18年7月 当社経営企画室長 平成21年6月 当社執行役員管理本部副本部長 平成22年6月 当社執行役員管理本部長（現任）	6,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
6	いま やま たけ なり 今山武成 (昭和41年2月17日生) 新任	平成元年3月 当社入社 平成16年4月 当社東京支店長 平成19年7月 当社営業本部部長 平成21年6月 当社執行役員営業本部副本部長 平成22年6月 当社執行役員営業本部部長 平成25年4月 当社執行役員開発本部部長 平成28年4月 当社執行役員営業本部部長（現任）	4,000株
7	つぼ もと こう いち ろう 坪本浩一郎 (昭和22年5月24日生) 再任 社外 独立	昭和48年10月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 昭和51年11月 公認会計士登録 昭和57年8月 坪本公認会計士事務所開設（現任） 平成16年6月 当社取締役（現任）	2,000株
8	かわ ぞえ つぐ お 川添嗣夫 (昭和24年6月16日生) 再任 社外 独立	昭和52年12月 中小企業診断士登録 昭和59年12月 税理士登録 昭和62年4月 川添税理士・企業診断士事務所開設（現任） 平成16年6月 当社監査役 平成21年6月 当社取締役（現任）	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坪本浩一郎氏および川添嗣夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 坪本浩一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士であり、会計・税務の専門家として、当社の経営に的確な助言をしていただきたく選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 川添嗣夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は税理士であり、税務の専門家としての幅広い見識に加え、当社での過去5年間の社外監査役としての経験を経営に活かしていただきたく選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
5. 松元邦夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める当社の親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の子会社等である株式会社松元ホールディングスにおいて代表取締役社長の地位にあります。
6. 松元正夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める当社の親会社等に該当いたします。
7. 当社は、坪本浩一郎氏および川添嗣夫氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、坪本浩一郎氏および川添嗣夫氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役川西耕司氏は辞任いたします。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
かみがいとたかお 上垣内崇夫 (昭和34年5月1日生) 新任	平成8年4月 当社入社 平成19年7月 当社管理本部経理部長 平成22年6月 当社執行役員管理本部副本部長兼経理部長 平成26年4月 当社執行役員内部監査室長（現任）	6,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上垣内崇夫氏の選任が承認可決された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を締結する予定であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名に対し、当事業年度の業績およびその他諸般の事情を勘案して、役員賞与を総額55百万円支給させていただきたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

以上

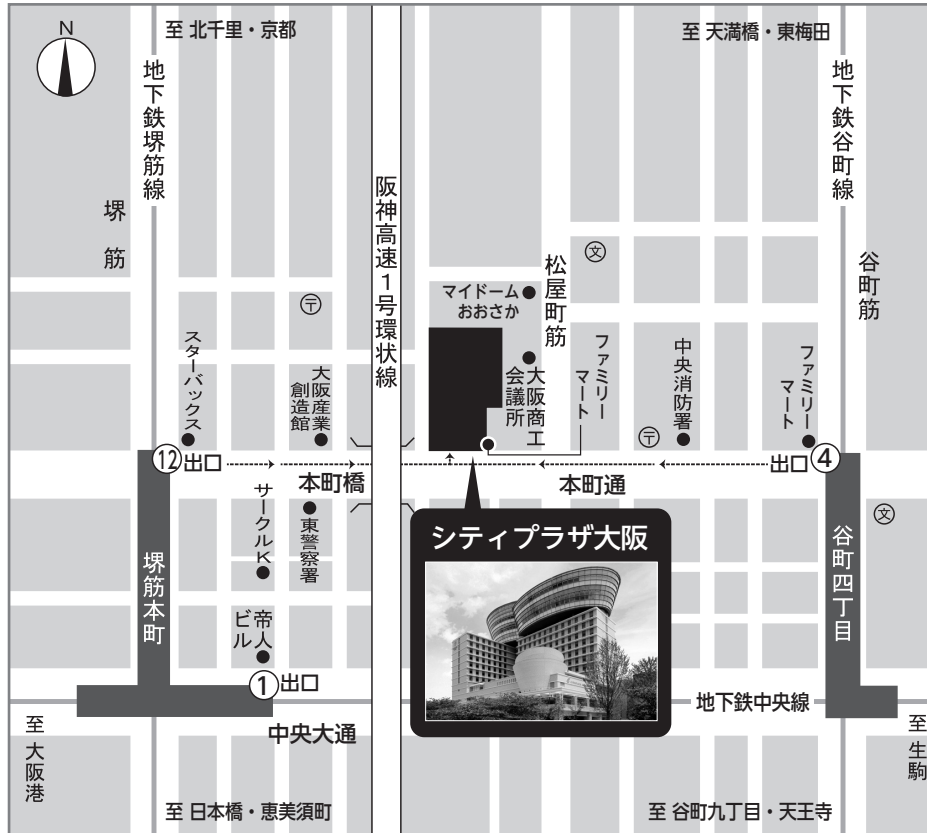
株主総会会場ご案内図

会場

シティプラザ大阪 2階 「SYUN -旬-」
大阪市中央区本町橋 2番31号 TEL 06-6947-7888

交通

地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 1号、12号出口より徒歩約6分
地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分



当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮ください。